奈良工業高等専門学校学寮委員会規程

昭和44年11月27日制定令和2年10月27日改正

(設置)

第1条 学寮生活の向上と充実を図るため、奈良工業高等専門学校に学寮委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 学寮の施設及び設備の改善に関すること。
 - (2) その他委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 寮務委員会委員
 - (2) 学寮に入寮している学生のうち、寮生会が選出し、校長が任命した者 3名
 - (3) 学寮に入寮している学生のうち、寮生会会長が選出し、寮生総会が認めた者 5名 (委員の任期)
- 第4条 前条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は,10月1日から翌年9月30日までとする。 ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、毎月1回開催することを原則とする。ただし、委員の3分の1以上の要求があるときは臨時に開くことができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

(議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議決)

- 第8条 委員会の議決は、出席者の過半数の合意をもって成立する。
- 2 委員会において議決された事項は、寮務委員会の了承を得なければならない。

(委員以外の者の出席)

- 第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。 (事務)
- 第10条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附則

この規程は、昭和44年11月27日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日)

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月8日)

この規程は、平成27年10月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(令和2年10月27日)

この規程は、令和2年10月27日から施行する。